

「介護職・介護業務のイメージアップ戦略事業」企画提案公募に係る質問と回答

令和3年5月18日

■ 共通

質問①	回答①
大阪府内に事業所はありますが、事業所を通さず本社（府外）から参加する場合も、大阪府が発行する府税納税証明書が必要となりますでしょうか。	事業所を通さず本社（府外）から参加する場合であっても、大阪府内に事業所を有しているのであれば、大阪府の府税事務所が発行する納税証明書を提出する必要があります。
質問②	回答②
代表者役職・氏名は代表取締役社長〇〇ですが、添付の委任状で大阪本社〇〇〇〇〇〇局長□□での対応は可能か？【弊社では、大阪府の入札参加資格の認定いただいています。決裁者は大阪本社〇〇〇〇〇〇営業局長□□に記載しています。】	代表者以外の役職者から応募いただく場合は委任状が必要です。
質問③	回答③
様式2（企画提案書）の3企画提案の内容（1）～（3）は「添付書類を参照ください」と記載し、別途様式の資料を作成しての提出でも問題ありませんでしょうか？	「別途様式の資料」や「別紙」による提出も可能です。
ご指定の提出様式以外の企画提案書（企画内容、絵コンテなど）別紙でも提出可能という認識でよろしいでしょうか。	

■動画制作

質問④	回答④
<p>介護施設での撮影が必要になった場合、大阪府内の施設で撮影する必要があるのでしょうか。</p>	<p>介護施設の所在地等は限定しませんが、施設名の公表は控えていただき、また、職員や入居者等のプライバシー保護に留意していただく必要があります。</p>
質問⑤	回答⑤
<p>介護施設の職員の方が映像に移りこむ場合の、肖像権などに対する許諾書の様式に指定はあるのでしょうか。</p>	<p>許諾書の様式に指定はありません。</p>
質問⑥	回答⑥
<p>介護施設での撮影に必要な施設との折衝は直接行ってよいのでしょうか。 介護施設での撮影が必要になった場合、指定の施設はあるのか、ない場合は協力施設のご紹介は可能でしょうか。</p>	<p>施設を指定する予定はありません。なお、企画提案の採択後、受託事業者と協議のうえ方法を決めさせていただきます。</p>
質問⑦	回答⑦
<p>制作する動画は、YOUTUBE「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」に掲載するとありますが、他のメディア（例：出演者等他のYouTubeチャンネルや動画広告）にもタイトル等を加えて少し仕様を変更した、同内容の動画を設置することは可能かどうか？可能な場合、視聴数をグロスでカウントすることは可能か。 動画の掲載先は、「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」以外にも、出演者のYouTubeチャンネルなどでも掲載可能でしょうか。</p>	<p>制作された動画にかかる著作権法で定める権利は、大阪府に帰属することとしていますが、大阪府の使用承認を受けた場合は、他のメディアで掲載・広報いただくことは可能です。</p>

質問⑧	回答⑧
<p>動画再生回数の50万回目標というのは、今回作成する動画（5～8本）すべてあわせての再生回数で考えてよろしいでしょうか。 また、別チャンネルでも掲載した場合は、それも合算してよいでしょうか。</p>	<p>「動画再生回数50万回」は、YouTubeで表示される再生回数とします。なお、制作動画は、動画毎の再生回数が50万回になることが最も望ましいですが、合計再生回数を目標としていただいても結構です。また、各制作動画は、再生回数に偏りなく、より多くの府民の方に視聴していただける内容の提案をお願いします。</p> <p>なお、大阪府の使用承認を受けた他のメディア等の視聴数も合計していただいて構いませんが、Youtube「大阪府介護のお仕事魅力発信チャンネル」での再生回数が増えるよう工夫をお願いします。</p>
<p>「動画再生回数は50万回以上目標とする」とありますが、制作する動画5本以上8本以内の合計再生回数という認識でよろしかったでしょうか。</p>	
<p>「動画の再生回数は、50万回を目標とする」とあるのは、制作する5～8本の動画の合計再生回数の目標でしょうか。5～8本の平均再生回数の目標でしょうか。それとも、5～8本のうちのいずれか1本の再生回数の目標でしょうか。</p>	
<p>「動画の再生回数は、50万回を目標とする」とあるのは、YouTubeなどに動画広告を出した場合、広告としての動画再生回数も含むことができるでしょうか。</p>	

質問⑨	回答⑨
<p>動画の再生回数は、50万回を目標とする。とありますが、福祉人材確保重点実施期間の11月4日から介護の日の11月11日までの間での達成目標でしょうか。</p>	<p>本事業では、「福祉人材確保重点実施期間」における介護職・介護業務のイメージアップを重視しているため、この期間により多くの府民に視聴いただくことが望ましいと考えておりますが、契約期間内での達成を目標といたします。</p>

質問⑩	回答⑩
<p>「1分半以内の動画を5本以上8本以内で制作する」とあるのは、全く別の種類の動画を5～8本作る必要があるのでしょうか。それとも、1つのテーマのもとに構成された動画をサブテーマによって5～8本に切り分ける形などでもよいのでしょうか。</p>	<p>動画内容やテーマに関しては、介護職・介護業務のイメージアップのためにより効果的であり、介護や介護業務に関心の薄い府民でも見たいと思える内容であれば形式は問いません。</p>

質問⑪	回答⑪
<p>「介護職」としての種類（高齢者介護、障害者介護など）は指定がございますでしょうか。</p>	<p>指定はありませんが、種類に関係なく、介護職・介護業務のイメージアップが図れるものが望ましいです。</p>

質問⑫	回答⑫
<p>指定のYouTubeチャンネルでの掲載期限は設けられておりますでしょうか。また、使用期限を設けることは可能でしょうか。出演者との契約にも関わるため、確認いただけると幸いです。</p>	<p>業務委託仕様書P3「本委託業務にあたっての留意点」に記載のとおり、制作業務に係るすべての成果品の著作権法第21条から第28条までに規定する権利は府に帰属しますので、制作動画については、使用期限は設定しません。ご了承のうえ、ご応募ください。</p>
<p>「当該企画に関する動画は、企画終了後に編集の上継続して配信できるものとする」とありますが、動画に出演する著名人やその他の人物は、令和4年3月31日の業務終了後も動画の使用期限の定めなく出演するのでしょうか。</p>	